

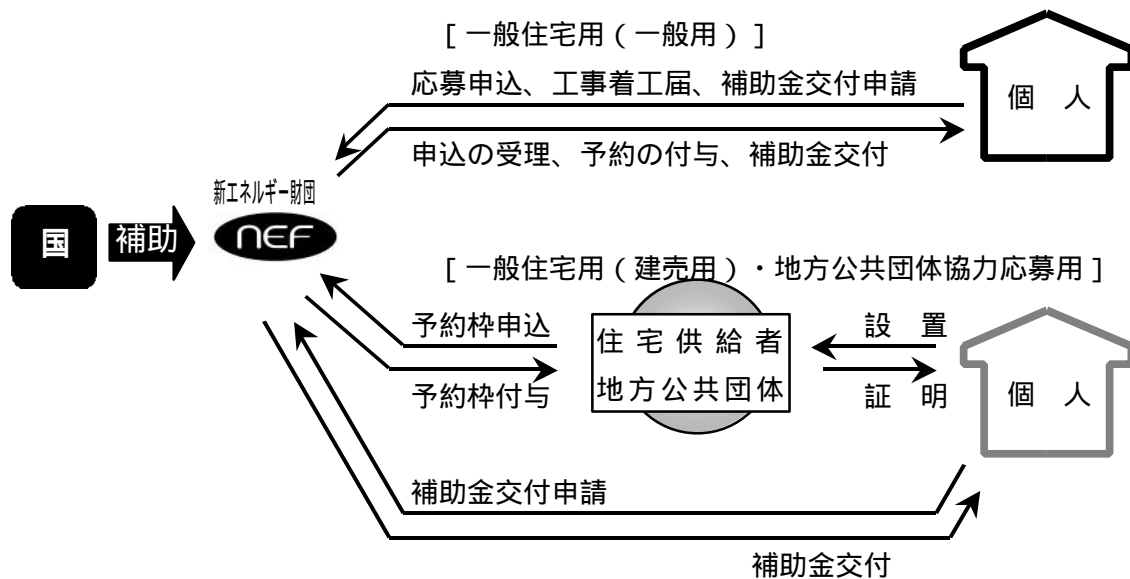
# 平成13年度「住宅用太陽光発電導入基盤整備事業」の概要

平成13年4月17日  
(財)新エネルギー財団

## 1. 目的

太陽光発電の自立的な普及拡大を促していくため、一定期間に集中的な支援措置を実施し、大規模な導入促進を図ることにより、量産効果による一層のコスト低減を実施し、太陽光発電市場の早期自立化を促進すること。

## 2. 補助制度のしくみ



## 3. 予算

平成13年度予算額 約235億円

## 4. 募集期間

### (1) 一般住宅用

- ・上期 平成13年 4月23日(月)～平成13年 9月30日(日)
- ・下期 平成13年10月 1日(月)～平成14年 1月31日(木)

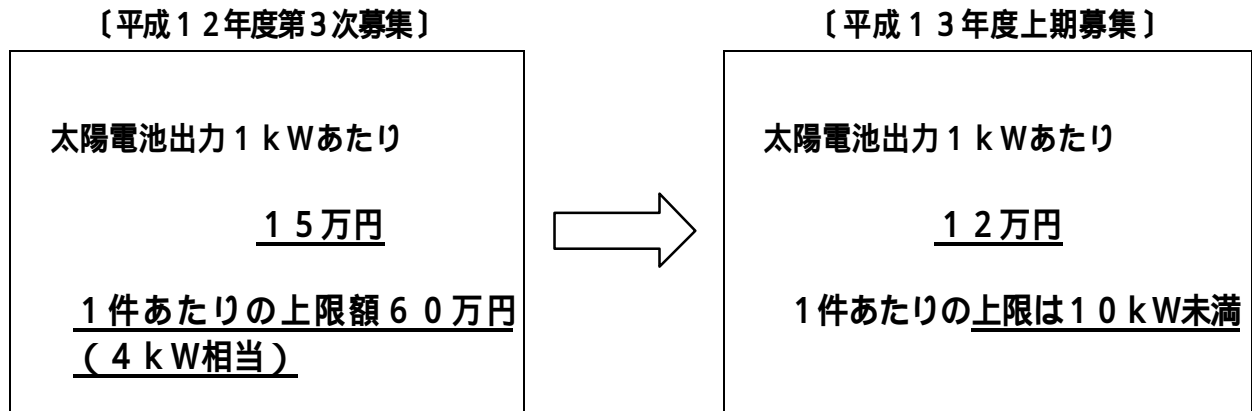
### (2) 地方公共団体協力応募用

平成13年 4月23日(月)～平成13年 9月30日(日)

応募申込みは先着順(消印ベース)に行うが、消印ベースで予算額を超えた日をもって応募申込みを停止し、予算額を超えた消印日の翌日以降の消印の応募申込書は返還する。

また、予算額を超えた消印日の応募申込み者の中で抽選を行い、最終的な補助金交付対象者を決定する。ただし、地方公共団体協力応募用(自治体の上乗せ補助制度を活用するもののみ)を優先する。

## 5. 補助算式



### 【補助金額】

上記金額に太陽電池の最大出力( ) (kW表示とし、小数点以下2桁未満について四捨五入。10kW未満) を乗じて得た額(小数点以下切り捨て)。

対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力(日本工業規格に規程されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本工業規格を基準としているが、IEC等の国際規格も可とする。)の合計値

## 6. 応募資格

### 「一般住宅用(一般用)」

住宅用太陽光発電システム(住宅の屋根等の設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池出力が10kW未満の太陽光発電システム)を設置する者で電力会社と電灯契約を行う者。(但し、地方公共団体が応募者となり、自ら所有する住宅以外の施設に住宅用太陽光発電システムを設置しようとする場合を除く。)

### 「一般住宅用(建売用)」

住宅用太陽光発電システム付き建売住宅等を購入する者。(応募は、平成14年3月10日までに、建売住宅等に住宅用太陽光発電システムを設置し、販売できる建売住宅供給者等が行う。)

### 「地方公共団体協力応募用」

区域内で住宅用太陽光発電システム付き住宅を設置・購入する者。(応募は、独自の補助制度を実施又は年度内に計画している地方公共団体が行う。補助制度はなくてもあつ旋のみで可。)

## 7. 価格公表について

### (1) 補助金申請手続代行者一覧等の公表

- (財)新エネルギー財団のホームページにおいて、補助金交付申請手続代行者の一覧及び代表的な販売システム価格等を一般に公表する。

### (2) 住宅用太陽光発電システムの機器販売価格の公表

- (財)新エネルギー財団は住宅用太陽光発電システムの機器販売実績価格(平均価格、最低・最高価格)を一般に定期的に公表する。

## 8. 応募者の義務

(一般住宅用(一般用)の例)

